

令和2年第1回尾張北部環境組合議会
定例会会議録

会期 令和2年2月10日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合監査委員の選任について
日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
日程第7 議案第4号 財産等の取得について
日程第8 議案第5号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 松山 和巳 君 書記 江幡 直利 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者 澤田 和延 君 副管理者 山田 拓郎 君
副管理者 鈴木 雅博 君 副管理者 千田 勝隆 君

次期監査委員	水野 敏夫 君	会計管理者	中村 信子 君
犬山市経済環境部長	永井 恵三 君	犬山市環境課長	高木 衛 君
江南市経済環境部長	武田 篤司 君	江南市環境課長	阿部 一郎 君
大口町産業建設部長	宇野 直樹 君	大口町環境経済課長	岩田 雄治 君
扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君	扶桑町産業環境課長	志津野 郁 君
事務局 長	坪内 俊宣 君	総務課 主幹	日比野正樹 君
総務課 主査	上條 靖之 君	総務課 主査	杉浦 健浩 君

(午前10時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（市橋茂機君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開催いたします。

開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆さんをはじめ御出席を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合監査委員の選任についてをはじめ6議案であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議いただきまして、適切な議決をされますようお願い申し上げます、簡単ではあります、御挨拶に代えさせていただきます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には大変お忙しい中、定刻までに御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に提出させていただきました議案は尾張北部環境組合監査委員の選任についてをはじめ6議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議を頂き、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（市橋茂機君） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市橋茂機君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、2番 大沢秀教議員、9番 丹羽 孝議員をお願いしたいと思います。

◎会期の決定

○議長（市橋茂機君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期につきましては、先日の議員代表者会議において協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日とすることに意見が一致を見ております。

ここでお諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（市橋茂機君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案について、前もって配付したとおりであります。

以上で提案議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に出席を求めていますので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、管理者から議案第2号の参考資料が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（市橋茂機君） 日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、ただいま上程いただきました議案第1号につきまして説明をさせていただきますので、議案第1号の1ページをお願いいたします。

令和2年議案第1号 尾張北部環境組合監査委員の選任についてであります。

議案第1号は、識見を有する者のうちから選任する監査委員として水野敏夫さんの選任の同意をお願いするものであります。

提案理由といたしましては、監査委員 岩本幸松さんが令和2年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任の方を選任する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページには水野さんの履歴を掲げております。また、3ページには根拠規定として、尾張北部環境組合理約の抜粋を載せております。

以上で議案第1号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより議案第1号の質疑・採決の順で行っていきます。

議案第1号 尾張北部環境組合監査委員の選任について、質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時05分 休憩）

○議長（市橋茂機君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時06分 再開）

○議長（市橋茂機君） ただいま、識見の監査委員に選任されました水野敏夫さんより発言の申出がありましたので、これを許可します。

○次期監査委員（水野敏夫君） 議長からお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。休憩前に御審議いただき、尾張北部環境組合監査委員に選任いただきました水野敏夫と申します。

4月から監査委員の役割、責務を受け止め、組合の運営が適正に行われるよう、その職務を務めてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市橋茂機君） ありがとうございます。

水野さんには定例会に御出席いただき、誠にありがとうございました。4月から何とぞよろしくお願いいたします。

水野さんが退席されます。

（次期監査委員 水野敏夫君 退場）

◎議案第2号から議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市橋茂機君） 続いて日程第5、議案第2号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第9、議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議案第2号から第6号までを一括して御説明いたします。

まず第2号でございます。尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため必要があるからでございます。

新たに創設されました一般職の会計年度任用職員制度への移行を図るため、条例の整備を図り、併せて会計年度任用職員へ期末手当の支給も可能とするものであります。

2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の案でございます。

第1条では、趣旨として、この条例は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるとしたものでございます。

第2条は給与について規定したもので、給与を報酬及び期末手当と定めております。

第3条は報酬について規定したもので、報酬の基準となる金額は従事する業務に応じて定め、その報酬額は時間額によるものとしております。また、第5項の行政不服審理員につきましては、今回の法改正により会計年度任用職員の位置づけとなりますことから本条例に規定しておりますが、その職務内容は専門的な知識を必要とすることから、弁護士の方をお願いすることを予定しております。そのため、報酬額につきましては弁護士相談料と同額の1時間当たり1万1,000円として定めるものでございます。

第4条は、報酬の支給について規定しております。

3ページをお願いします。

第5条は、通勤に係る費用弁償について規定したものでございます。

2ページ飛びまして、5ページの中段をお願いいたします。

第6条は、公務のため出張した場合の費用弁償について、第7条は、時間外勤務の報酬についてそれぞれ規定しております。

6 ページをお願いいたします。

第8条は、休日に勤務した場合の報酬について規定しております。

7 ページをお願いいたします。9条でございます。

第9条は期末手当について規定したもので、6月1日及び12月1日にそれぞれの任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について期末手当を支給するものでございます。

また、第2項では期末手当の額を期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額と定め、基準日までの在職期間が6月に満たない場合にあつては、その期間に応じて一定の割合を減額すると定めるものでございます。

第10条は、期末手当を支給しない場合を掲げております。

8 ページをお願いいたします。

第11条は、期末手当の支給を一時差し止めする場合を掲げております。

次に、9 ページをお願いします。12条になります。

12条は、任期の定めが6月に満たない場合でも1会計年度における任期の定め合計が6月以上に至ったときは6月以上とみなすと定めるものでございます。

13条は、行政不服審理員については時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当の規定を適用しないことを定めております。

第14条は、雑則といたしまして、報酬及び期末手当の支給方法、その他この条例の施行について必要な事項は規則で定めるとしております。

規則につきましては、本日、大変遅れましたが、配付をさせていただきました。

次に、附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、次の10ページでは、参考資料といたしまして現在の尾張北部環境組合の制度と会計年度任用職員制度との比較をした資料を掲げておりますので、後ほど御参照を頂きたいと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案1 ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整備する必要があるからでございます。

2 ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する

条例の案でございます。

この条例は、4つの一部改正の条例を1つにまとめた条例案でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページ、4ページ、条例案の新旧対照表をお願いいたします。

上段の対照表は、尾張北部環境組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第4項において、会計年度任用職員に対する休職の効果について任命権者が定める任期の範囲内とするものとして新たに定めるものでございます。

4ページをお願いします。

4ページの下段から始まります対照表は、尾張北部環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について定めたもので、会計年度任用職員に対する減給の効果について、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬を除くものとして定めるものでございます。

5ページをお願いします。

中段から始まります対照表は、尾張北部環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について定めたもので、任命権者が報告しなければならない事項から除かれる非常勤職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員を除くものとして改めるものでございます。

また、報告の事項として、職員の退職管理の状況の事項を公表の事項の中に追加をしております。

6ページをお願いします。

この対照表は、尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について定めたもので、別表に表記があった行政不服審理員を特別職の一覧から削除するものでございます。

大変恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号についての説明を終わります。

続きまして、議案第4号について御説明いたします。

議案第4号の1ページをお願いいたします。

令和2年議案第4号 財産等の取得についてでございます。

下記の財産等を取得することについて、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでござい

ます。

1の取得する財産等の土地につきましては、(1)でございますが、所在地は江南市中般若町北浦10番ほか6筆でございます。(2)の地積の合計は1,936.68平方メートル、(3)の金額は合計4,067万9,939円でございます。

物件移転補償につきましては、1になります。所在地は江南市中般若町北浦121番ほか2筆でございます。(2)の補償項目は工作物一式、動産一式、移転雑費一式となっております。(3)の金額は73万6,804円でございます。

2の取得金額といたしましては、土地と物件移転補償の合計となりますが、4,141万6,743円。

3の取得目的は、ごみ処理施設建設事業用地としての取得となります。

4の契約の相手方につきましては、土地と物件移転補償の契約を合わせまして、江南市草井町の伊神さんほか16人でございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業用地として財産等を取得するため必要があるからでございます。

2ページをお願いします。

2ページから3ページにかけては、土地等の売買に関する仮契約の一覧表でございます。16人の地権者の皆様から合計7筆の仮契約をお願いできました。

4ページを御覧ください。

物件移転補償仮契約書の一覧でございます。

整備事業のために必要な土地にあります工作物、動産、移転雑費の物件を補償するものでございます。お一人の所有者の方と仮契約をお願いできました。

なお、この契約は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

5ページから11ページにつきましては、仮契約書の様式例を添付いたしましたので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

12ページにつきましては、参考資料となりますが、現在の取得状況を示した図になります。濃い色が既に議決を頂きました部分の土地になります。薄い色が今回議会の議決をお願いします土地でございます。

議案第4号についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について御説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

令和元年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,995万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,458万3,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

後ほど、第2表を用いて御説明をいたします。

3ページをお願いします。

第1表につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細で掲げておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

3款1項建設事業費のごみ処理施設整備事業のうち、今年度契約をいたしました、また今回議決をお願いしております案件の中で、地権者の都合により物件移転やそれに伴う土地の引渡しが今年度内にできないおそれがある案件、3,213万8,000円を繰越明許するものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出補正予算事項別明細の総括でございます。

恐れ入ります、1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金におきましては、3,223万7,000円を減額するものでございます。減額補正をお願いします主な要因といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残額の整理に伴うものでございます。その内訳でございますが、1節議会運営費負担金では、9ページの説明欄に掲げております構成市町それぞれ1万5,500円を減額するものでございます。その下の2節ごみ処理施設建設費負担金では、同じく説明欄に掲げておりますとおり、各市町それぞれの額を減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫補助金におきましては、228万4,000円を増額するものでございます。これは、循環型社会形成推進交付金におきまして調整率を前年度同様に見込んでおりましたが、調整率がかからなかったことなどが主な増額の理由となります。その結果、歳入合計は2,995万3,000円の減額となり、総額5億3,458万3,000円となります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費におきまして、6万2,000円を減額するものでございます。その内容で

ございますが、14節使用料及び賃借料で視察のバス借上料におきまして契約金額の執行残額を減額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、50万4,000円を減額するものでございます。その内容でございますが、7節賃金、臨時職員賃金におきまして、予算額から執行見込みの差額を減額するものでございます。9節旅費、普通旅費におきましては、遠方の用地交渉の案件が終わり、執行しなかったため、その経費20万8,000円を減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料の視察のバス借上料におきましても、議会費同様、契約金額の執行残額分を減額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、2目公害防止委員会費におきまして、27万8,000円を減額するものでございます。当委員会で視察を実施しなかったため、それに伴う経費、11節需用費2万2,000円、14節使用料及び賃借料で大型バスの借上料と有料道路通行料で25万6,000円それぞれ減額するものでございます。

最後に、3款1項1目建設事業費におきましては、2,910万9,000円を減額するものでございます。その内容でございますが、11節需用費、公共業務用消耗品の執行残額19万7,000円を減額するものでございます。

12節役務費の広告料におきましては、墓地の移転交渉が難航しているため、今年度6万5,000円を減額するものでございます。また、意見書作成手数料におきましては、国との調整により今年度実施しないこととなったため、17万6,000円を減額するものでございます。

13節物件調査業務委託料におきましては、広告料同様、墓地の移転交渉が難航しているため、804万1,000円を減額するものでございます。

17節土地用地購入費におきましては、今年度中に契約ができない見込みの土地4筆について1,904万4,000円を減額するものでございます。

22節補償、補填及び賠償金におきましては、予算時は概算で計上しており、精査した執行残額分158万6,000円を減額するものでございます。

その結果、歳出合計2,995万3,000円の減額で、総額として5億3,458万3,000円とするものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算について御説明をさせていただきます。

お手元の令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書、また別冊の令和2年度当初予算参考資料をお願いいたします。

恐れ入りますが、予算書の3ページをお願いします。

議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,606万4,000円と定めるもの
でございます。

2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」によるものとしております。

この第1表につきましては、4ページに歳入、5ページに歳出をそれぞれ掲げておりますの
で、後ほど参照を賜りたいと存じます。

3ページにお戻りいただきまして、第2条 債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び
限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

この第2表につきましては、2枚はねていただきまして、6ページをお願いします。

事項といたしまして、3款ごみ処理施設整備・運営事業とごみ処理施設設計施工監理等業務
委託でございます。

上段のごみ処理施設整備・運営事業につきましては、期間を令和2年度から令和26年までの
25年とし、限度額を491億180万円に、廃棄物の処理量の変動による増減額、物価変動による増
減額、並びに消費税率及び地方消費税率の変更に伴う増減額の範囲内で債務負担行為を設定す
るものでございます。

令和2年度は契約行為、3年度から6年度までを工事、7年度から26年度までを運営の委託
期間としております。

なお、委託期間につきましては、20年を超える長期間では民間事業者が将来の維持管理状況
等を想定することが難しく、長期化によるリスク増加分を事業者が負うことで、結果、必要な
事業費が増大するおそれがあることから、その期間を20年としております。

ここ10年程度に稼働いたしました公設民営の44施設で確認したところ、約3分の2が20年で
契約されております。限度額の内訳につきましては、別冊の令和2年度当初予算参考資料の1
ページに掲げておりますので、こちらを御覧いただきますようお願いいたします。別冊の令和
2年度当初予算参考資料の1ページでございます。

これらの金額設定につきましては、1日の処理規模で100トン以上の竣工実績があるプラン
トメーカーからの見積設計を協力してもらい、コンサルタントの支援も受けながら設定したも
のでございます。

施設の建設額である1の整備費と2の運営費に分けて掲げておりますが、1の整備費の内訳
でございますが、1の焼却施設は工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤードなどの建設費を、

2の粗大施設は粗大ごみ処理施設の建設費を、3の附帯施設は、抜根、造成、外構、場内舗装などの工事費であります。令和3年度から造成工事に入り、6年度末までに建設を終え、施設の引渡しを受けてまいります。

3年度から6年度までの年度別の内訳は、見積設計をお願いしたものを参考にし、事務局で割り振ったもので、実際の契約後の年度別の支払いとは変わってきますので、よろしくお願ひします。

また、2の運営費内訳でございますが、焼却施設と粗大施設に分けて掲げております。令和7年度から26年度までの年度間にはプラントメーカーごとにばらつきがございますが、年間のおおむねの運営費をお示しするため、ここでは単純に均等に割り振ってお示しをしております。恐れ入りますが、予算書の6ページにお戻りください。

「第2表 債務負担行為」の下段でございます。

ごみ処理施設設計施工監理等業務委託につきましては、期間を令和2年度から6年度までの5年間とし、限度額を2億4,151万6,000円で債務負担行為を設定するものでございます。

次に、予算の主な内容について御説明させていただきますので、はねていただきまして8ページ、9ページをお願いします。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細の総括でございます。

前年度予算額5億6,103万8,000円と比較しますと、令和2年度は歳入歳出それぞれ3億3,497万4,000円の減額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いします。

こちらは歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、組合運営費として規約に基づく負担割合に応じ、構成市町に御負担いただくものでございまして、2億967万5,000円でございます。前年度と比較しますと2億9,437万8,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、1節議会運営費負担金は、歳出の議会費117万8,000円を議員定数割で御負担いただくものでございます。

その下の2節ごみ処理施設建設費負担金は、議会費を除く組合の運営費2億849万7,000円を均等割100分の15、人口割100分の85で御負担いただくものでございます。

なお、構成市町の負担金の内訳につきましては、11ページの説明欄にその内訳を、また別冊の当初予算参考資料の2ページには前年度予算との比較も掲げておりますので、後ほど参照を賜りたいと存じます。

次に、2款国庫支出金、1項1目国庫補助金、1節ごみ処理施設建設費補助金は、ごみ処理施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金といたしまして1,638万6,000円を計上させていただ

くものでございます。前年度と比較いたしますと4,059万6,000円の減額でございます。

なお、この詳細につきましては別冊の当初予算参考資料3ページに掲げておりますので、後ほど参照を賜りたいと存じます。

その下、3款1項1目1節繰越金は、前年度一般会計に係る繰越金1,000円を計上させていただくものでございます。

最下段、4款諸収入、1項1目雑入は2,000円を計上させていただくものでございます。

歳入合計は2億2,606万4,000円で、前年度と比較しますと3億3,497万4,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、最初に令和2年度に実施を予定しております主な事業の概要につきまして説明をさせていただきますので、別冊の令和2年度当初予算参考資料の4ページをお願いします。

4ページの上段でございます。環境影響評価等調査業務でございます。

事業内容でございますが、2年度は環境調査の追加調査、準備書及び評価書の手続に加え、都市計画決定手続に係る都市計画の案の作成及び広告を実施するものでございます。

3の事業費でございますが、委託料として平成29年から令和3年度までの5か年の事業となりますが、令和2年度は5,043万5,000円をお願いするものでございます。

環境影響評価等調査業務の概要につきましては、以上でございます。

下段の、物件調査業務でございます。

新ごみ処理施設整備エリアにございます中般若北極楽墓地の用地取得に伴い、移転が必要となる墓地の改葬費用などについて調査、算定を行うものでございます。

事業費についてでございますが、委託料として815万5,000円をお願いするものでございます。

物件調査業務の概要につきましては以上でございます。

1枚はねていただきました5ページをお願いします。参考資料の5ページでございます。

基本設計策定等業務でございます。

新ごみ処理施設の整備・運営に関する幅広い知識と専門能力を有するコンサルタントの支援を受けることにより、適正かつ円滑でより質の高い事業の実施を実施することを目的としているものでございます。

事業内容といたしましては、新ごみ処理施設整備・運営事業に係る要求水準書の作成、事業者選定などの支援を受けるものでございます。

3の事業費といたしましては、委託契約として令和元年度から2年度までの2年間となり、令和2年度といたしましては745万8,000円をお願いするものでございます。

基本設計策定等業務委託料の概要につきましては以上でございます。

令和2年度に実施を予定しております主な事業の概要につきましては以上でございます。

引き続き、歳出予算の内容につきまして御説明いたしますので、大変恐れ入ります、もう一度一般会計予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

令和2年度から歳出予算につきましては会計年度任用職員制度の創設に伴い、7節賃金がなりましたことにより、7節以降の節が一つずつ繰り上がっております。

1款1項1目議会費は117万8,000円で、前年度と比較いたしますと2年度は2日間にわたる行政視察を予定しているため74万7,000円の増額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、14ページ、15ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は7,410万2,000円で、前年度と比較いたしますと257万6,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、議会費と同じく、行政視察に伴う旅費の増額や、組合派遣職員人件費負担金の増額でございます。

主な支出について御説明させていただきます。

地方自治法等の改正に伴い、会計年度任用職員1人を1節報酬で84万1,000円、3節職員手当等で期末手当8万4,000円を計上しております。

恐れ入ります。1枚はねていただきまして、16ページ、17ページをお願いします。

16、17の中段よりやや下にございます、18節負担金補助及び交付金では、組合職員8人の人件費に対する派遣職員人件費負担金6,651万8,000円を計上しております。

2目公害防止委員会費は51万3,000円でございますが、その主な支出は1節報酬23万4,000円、13節使用料及び賃借料、視察の大型バス借上料と有料道路通行料でございますが、27万円を計上しております。

1枚はねていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

2款2項1目監査委員費は20万1,000円で、前年度と比較しますと議会費と同様、行政視察の旅費による増額4万3,000円の増額となっております。

3款1項1目建設事業費は1億4,907万円で、前年度と比較しますと3億3,823万7,000円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、環境影響評価等調査業務委託料、基本設計策定等業務委託料、用地購入費、補償費の令和元年度との差額による減額でございます。

次に、主な支出について御説明させていただきます。

12節委託料では、環境影響評価等調査業務委託料として5,043万5,000円、物件調査業務委託料として815万5,000円、基本設計策定等業務委託料として745万8,000円などを計上しております。

16節公有財産購入費は、令和元年度に引き続き用地取得をするための予算を計上するものでございます。令和2年度におきましては、元年度に契約できなかった用地や未相続、抵当権を設定しているなどの用地を購入するもので、8,007万8,000円の購入費をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページ、21ページをお願いします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の100万円でございます。歳出合計は2億2,606万4,000円で、前年度と比較いたしますと3億3,497万4,000円の減額でございます。

なお、22ページから27ページにつきましては、本予算に関係します資料を掲げておりますので、後ほど参照を賜りたいと存じます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（市橋茂機君） 以上で提案説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順序で行ってまいります。

まず初めに、議案第2号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論を許します。

討論のある方。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 討論もないようでありますので、討論を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時40分 休憩）

○議長（市橋茂機君） 休憩を閉じ、引き続き会議を開きます。

（午前10時41分 再開）

○議長（市橋茂機君） これより議案第2号の採決に入ります。

議案第2号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決することにいたします。

この案件について皆さん御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決

しました。

続きまして、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論を行います。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 討論もないようでありますので、ここで討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)

○議長(市橋茂機君) 休憩を閉じ、引き続き採決に入ります。

(午前10時43分 再開)

○議長(市橋茂機君) 議案第3号の採決に入りますが、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてをお諮りいたします。

これについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市橋茂機君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第4号 財産等の取得について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 河合議員。

○4番(河合正猛君) ちょっと確認ですけど、12ページをお願いします。

取得状況ですけど、黒く塗ってあるところは議決済み、今回は薄いところで、白のところは令和2年度に買うということによろしいですか。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) そのとおりでございます。

○4番(河合正猛君) はい、分かりました。

○議長（市橋茂機君） ほかにありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第4号の討論を行います。

討論のある方。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 討論もないようですので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時44分 休憩）

○議長（市橋茂機君） 休憩を閉じ、会議を続けます。

（午前10時44分 再開）

○議長（市橋茂機君） これより議案第4号の採決に入ります。

議案第4号 財産等の取得についての採決をお諮りいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論を許します。

討論のある方。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

○議長（市橋茂機君） それでは、休憩を閉じ、会議を続けます。

○議長（市橋茂機君） これより議案第5号の採決に入ります。

議案第5号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市橋茂機君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算について質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） ちょっとお聞きしたいということで、この491億の積算根拠、これをお聞きしたい。できたら、細かい積算根拠の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 積算につきましては、先ほど申し上げましたとおり実績のあるプラントメーカーから見積りの設計をお願いいたしまして、現在、組合が進めております3つの方式で、どれでも処理方式が、可能な額を積算したものでございます。

細かなことは、手持ちというんですかね、参考にさせていただいたところはございますが、今回公開の場所でございますが、どこのどういった方式とか、どこのプラントメーカーを主に参考にしたということが分かると今後の競争上まずいということで、プラントメーカーから参考にさせてもらって設定をしたということで御理解を願いたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 各ごみ処理施設をあちらこちらの視察にはお邪魔して聞いておるわけですが、非常にこのコストが大変安いというか、値打ちというか、違うところがあるんですね。5年ぐらい前のところだと相当安くできているんですね。

それで、現在オリンピックの関係で建設コストが非常に高くなっておるということで、その建設コストがオリンピックが終わった後、多分安くなるであろうという想定もあるんですが、そういうことは根拠の中に入っていますか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 最終的には、今回は債務負担行為ということで今後改めて精査した

結果、予定価格を設定して、さらに入札の結果、また別の契約額となるはずでございます。

建設費の見込みについては、事業者側がそのリスクを負うということで考えております。

先ほどの変動費につきましては、債務負担行為の説明の中で、物価上昇とか消費税の改定につきましては、建設費につきましては、急遽消費税率が変わらない限りは同じものを使っていくと、物価変動費につきましては運営費のほうを考えておりますので、そういった社会状況に応じて労務単価が変わってくるというリスクは事業者側で負っていただくという考えでおります。事業者側が考えて設定してくるということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 当然変わってくるであろうということも想定してしっかりと対応していただきたいということと、江南市の周辺地域もさることながら、地元から要望の強いプールに関しての余熱利用などについては、これは考慮された金額ですか、どうですか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 令和2年度当初予算では、そのようなプールなどの建設費は含まれておりません。

ただ、全協のほうでも少しお話ししようと思っておりましたが、改めて発注していく段階におきましては、将来、10年、20年の間で隣接から熱供給を求められることがあるかもしれないということで、今そういう計画、お話がないということですのであれなんですけれども、あるかもしれないということで、後で工事するのも大変なんで、最低限のエネルギーの取り出し口、今であれば工事費の中で込みでできるだろうということでコンサルからもアドバイスを受けておりますので、そういった対応はやってまいります。直接的な施設の建設、プールなどの建設については、2年度予算、あるいは債務負担行為の中にも入っておりません。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） ということは、地元要望等の御意見等は全然考慮してみえないということとで解釈してよろしいですか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 地元要望につきましては可能な限り、新しい建設、ごみ処理施設以外の設置につきましてはできない旨を各区へ御説明して回ったところでございます。

各区から直接施設に関係するものとしましては、会議室などの附帯設備を一般的に開放できないとか、災害時の避難場所としてできないとか、できるものにつきましてはやっていくというような姿勢でおりますので、全てお断りするとかできないということではございません。

できるものもあればできないものもあるという状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 堀議員。

○6番(堀 元君) 前回の全協にもいろいろ議論が出ておった、意見が出ておったわけでございますけど、地元要望等も考慮してみえないというふうに今解釈しました。

それで、江南市と地元との同意書を交わしておるわけでございますが、この件につきましてはその同意書の内容について、これは江南市と地元の同意書でございますので、今度の全協等でもしっかりお聞きしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、年度別の計画ごとの財源内容はいかがですか。財源の内訳は、年度別の。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 事務局のほうでは財政的なシミュレーションもしておりますが、まだお見せできる精査できたという段階にはございませんので、今回そのような資料はつけておりませんが、市町の負担金にどのような影響があるかについては一生懸命今精査をしているところでございます。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 堀議員。

○6番(堀 元君) 各市町、江南市も含めて、議会に対してこの財源内訳に関してはまだ説明されていないわけですね。説明されていないですね、各市町においては。前もっての説明とか、そういうものはないわけですね。

それで、各市町の財源の担保も多分これはないんじゃないかというふうには思うんですが、その担保もないのに、これを私は承認するわけにはいきませんので、そのように。以上です。

○議長(市橋茂機君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 河合議員。

○4番(河合正猛君) 2点ほどお伺いしたいんですけど、19ページの委託料の中の物件調査業務委託料の815万5,000円、この説明が一番最後のページにありますね。参考資料の4ページに、墳墓等を調査し、それらの改葬費用に係る補償額を算定するというふうに予算を上げてあるんですけど、この墓地は用地取得できるんですか。できるので予算に上げておるんですよ。違いますかね。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 元年度につきましては見込みがあり、できないという判断をいたしまして、補正を減させていただきました。

用地につきましては、墓地も含め元年、2年にわたって取得していくという姿勢を持っております。かなり厳しい認識ではございますが、交渉相手に対しましてもしっかり予算をつけた上で交渉していると、予算なしでやっているわけじゃないということを示していきたいと思っております。2年度中に急遽そういうお話が好転すれば、すぐに調査に入れるように予算をお願いしているものでございます。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 私も地元ですので、ここのところは非常に厳しい状況なんだけれども、やっぱり引き続き令和2年度も、厳しいけれども交渉していくということによろしいですね。

○事務局長（坪内俊宣君） はい。

○4番（河合正猛君） それともう一点、その一番下にあります草刈等委託料、この金額149万8,000円。これはどこの草刈りなんですか、こんなに。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 場所はもちろん事業用地の中でございますが、隣接の土地に草が生えて御迷惑がかからないように、取得できた組合が管理している土地につきましては定期的に管理して、必要があれば除草をシルバー人材センターをお願いしていくということを考えております。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） これは予算ですので、執行するしないは別としても、周りは全部草、立木とか草まるけですよね。買ったところだけ草を刈ってもしようがないと。

予算ですので、執行残が出ればそれまでですのであれだけど、余分なところを草刈る必要はないから、いずれ今の予定でいけば令和3年から造成に入るんだから、そのときに一緒にやればいいかなという思いがしますけど、予算ですので、無駄なところは草を刈らない、造成のときに刈ればいいということで。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そういう方針で。

先ほど申し上げましたが、全部刈るということではなくて、御迷惑がかかるようなところを選んで、特に周辺に畑もございまして、そこら辺を中心に必要に応じて執行していくということによろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 追加で、先ほどの墓地の2筆あるんですか、あの土地は。それが今買うように努力を、できるように努力すると言ってみえなければ、できなかったらどうなるんですか、これ。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） とにかくまだ1年、2年度までございますので、そういう仮定の話もございますが、購入できるようしっかり取り組んでまいります。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 今、努力目標は分かりました。買えなんだからどうするんですかということ聞いておるの。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 来年度購入できるように、いい報告ができるように努めてまいります。

○6番（堀 元君） 分かりました。

○議長（市橋茂機君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木義道議員。

○10番（高木義道君） 同じく19ページの一番下の29筆が令和2年度の取得予定ということでありますけれども、この29筆の状況は全て2年度に取得できるのか、そういうことですか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 29筆につきましては、江南市の市道も含めて29筆でございますが、事業に同意はしたものの、交渉面で厳しい地権者もございますので、楽観しているわけではなく厳しい状況だと。だんだん少なくなりますが、簡単に買えるとは思っておりませんので、そういう認識であります。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 強硬に反対してみえる筆もあると思うんですけれども、1筆か3筆かよく分かりませんが、その辺についても予算に入っておるといことですかね。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 入っております。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 高木議員。

○10番（高木義道君） はい、分かりました。

あと、その上のさっきの委託料の件で、かなり環境影響評価であるとか基本設計の策定のところで前年度よりも予算が減額になっておるわけですね。これは要因としてはほとんどそういう調査が終わったから少なくなっているのか、そういうことなんですかね。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そのとおりでございます。特に環境影響評価調査、環境アセスメントのほうの調査は、追加の調査もありますが、今年度で一応の締めというか、予定では終わっていくということで次の段階に入っていることで、元年度予算が1億円超えたところが半額の5,000万円ということで、この辺が一番大きな要因となっております。

○10番（高木義道君） ありがとうございます。

○議長（市橋茂機君） ほか、質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 水野議員。

○1番（水野正光君） まず、債務負担行為ですが、限度額とはいえ膨大な金額ということですが。

基本的に今回債務負担行為で出てきたということは、2年度中にいわゆるランニングコストといえますか、維持管理も含めて一括して委託する計画ということで出ているのでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 契約のスケジュールでございますが、4月下旬以降に入札の公告をしております。その前に、4月上旬に全協をお願いしまして、その段階での入札の説明や要求水準書の案を御説明できる機会をお願いしたいと思います。

その後、事業者からの提案を求め、9月末には締め切って、最終的には年内に業者を一つに決めてまいります。その後、基本協定なりの細目を協議した上で契約という形になりますので、その辺がずれ込んでくると年度内に組合議会への議決が遅れるかもしれません。そうしますと、契約の関係が3年度に入った場合は債務負担行為を改めて3年度の予算でお願いしていくと。そのときは契約額がもう決定しておりますので、もっと低いというか、かなり絞ったというか、現実の金額で債務負担行為を改めてお願いしていくと。

あくまでも、2年度内に契約できればいいのですが、できなければ3年度の予算でまた債務負担行為をやらなければ、契約がないと失効してしまうという財務上のルールがございますので、改めてお願いするかもしれないということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 水野議員。

○1番（水野正光君） いずれにしても、建設費と維持管理費が一括でということになっていく

んですけれども、建設費について一定のどういう方式でと、どういう設計でということがまだ決まっていないうちから、それが決まらないうちに今債務負担行為が出てくるというのはちょっと納得できませんし、それから維持管理費も、建設のどういう方式でやっていくかということが決まらないうちから、維持管理費のシミュレーションができないわけですね。建設費の中身も、それから維持管理費の状況も分からない中の、あまりにもざくっとしたことですけど、その建設費と維持管理のシミュレーションのスケジュールにちゃんとこれは合っていくんでしょか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 建設が決まらないというのは、多分処理方式のことだと思います。確かに処理方式によって変わってくるというところがございますが、3つの処理方式でどの方式でもできる予算額を計上して債務負担行為を現在お願いしておりますが、実際には、価格と価格以外の技術力を総合的に評価して業者を決定してまいりますので、こちらからこの方式だという決め打ちをせずに事業者の一番得意な方式で提案していただいて、その中で当然安ければ点数は高くなりますし、価格以外でもいい提案があれば点数が高くなるということで落札へ近づくとようなことで、事業者の提案を促すような形で契約事務を進めてまいりたいと思いますので、今回は確かに決まっていないうちから概算という形をお願いしておりますが、しっかりと精査した上で、厳しい入札の価格で予定価格を設定した上で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 当然そういうことでしょうけど、もう少し明確なものを示さないと、総額だけ、今これで大体総額がぼんと出たわけですから、もうちょっと丁寧なあれがないと、なかなか我々としてもほかの議員やあれに説明できにくい状況であるということを申したい。

それから2点目ですけれども、地権者の話は先ほど出ましたが、もう一つはやっぱり地元同意の話ですね。全協でも議題になると思うんですけれども、地域振興策の中身はまた全協で議論になると思いますけれども、地元同意ができたという状況は、最終的にはやっぱり協定書が結ばれたというところでしょうが、そうすると、この進行度からいって、2年度中にそれできないとこれは進んでいかないということになると思うんですけど、その辺の見通しと申しますか、状況はどうなんでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 地域振興策を含めた協定につきましては、3年度中の早い時期にお願いしてまいりたいと思います。

ただ、地元同意につきましては、地元同意が取れているという判断があつて建設地になつたということをごさしまして、そういう認識で建設を進めているというところをごさいます。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 水野議員。

○1番（水野正光君） やっぱり何もない状態で地元同意が確定したというのは、普通はやっぱり地域振興策が地元と合意できて、そしてどれだけその地元の要望に応じていくかということがきちつとしてそれは進んでいくべきだと思いますけれども、今の状況を見ると、なかなかそれは、ちょっとあまりにアバウト過ぎる状況で進んでいるのではないかなというふうに思います。

それからもう一点ですが、建設予定地は木曾川に隣接するというので、当然木曾川の氾濫によって浸水するという想定で進められているとは思いますが、この前の全協の説明では埋立てとかそういうことをしない、今の状況で進めるということでしたけれども、その辺のところ浸水対策は建設としてどうなっているのか。浸水予想もされていると思うんですが、どういう状況でしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 最大の想定浸水が事業地のほうは3メートルから5メートルと、1,000年に1度の雨が降った場合のそういった想定がされておりますので、事業者のほうにはそこを留意した設計をまず求めていくということをごさいます。

具体的には、事業者からの提案もごさいますが、組合側としては必ずプラットフォームは2階として、あと電気系統の重要機器も2階に上げるというようなことを求めてまいります。

また、1階の部分はRC構造にできたら、また防水扉、防水シャッターを設けるなどして、もしそういった状況が起きた場合でも復旧が速やかにできるような工夫を事業者のほうへ求めていくということを今考えております。

(挙手する者あり)

○議長（市橋茂機君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 施設の設計は、要は施設を上げればそれは済むわけですが、実際、この前の長野県の千曲川の氾濫で新幹線が長くつかったという状況があるんですけども、一旦水につかっても、すつと引けばいいですけども、我々が見た感じ、なかなかあそこの地域は一定期間浸水したら水が引かないのではないかなと思うんですけども、そういった考慮はされたでしょうか。

○議長（市橋茂機君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 先ほど申し上げましたところは最低限やっていきたいということと、

水害対策につきましては事業者のほうからよりいい提案があれば、先ほどの31メートルにこだわっているわけではございませんので、32メートルになるのかもしれませんが、事業者の提案でいいものがあれば採用していくというような形を考えております。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 水野議員。

○1番(水野正光君) 地元要望で防災の避難所的な要望もあると思いますので、私が言っておるのは、長いこと水につかると、施設そのものは安全だけれども、ごみを運ぶ、搬入するとか、あるいは避難するとか、そういうことでは対応する必要があるというふうに思いますけれども、その辺の見解はどうですか。

○議長(市橋茂機君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 災害時につきましては、市町のほうでも計画を立てられて、一旦仮置場ができると思います。そこから燃えるごみにつきましては持ってきていただいてやっていくということでございますが、もしも使えない場合、当組合の施設が使えない場合は他の施設や民間の事業所のほうへお願いして処理をしていくというような考えでおります。

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(市橋茂機君) ほかに質疑もないようでありますので、これをもって議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論を許します。

討論のある方。

(挙手する者あり)

○議長(市橋茂機君) 高木議員。

○10番(高木義道君) 議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算に反対をいたします。

地権者の合意、地元山名3郷の同意のないまま施設建設ありきの予算になっていると考えます。本来なら地権者の合意、あるいは地元の同意を得てそうした手続が済んでいなければなりません。また、地元の地区要望に対する対応についても明確な対応ができていない、そのように考えます。

他施設に比較して低い場所での立地であり、内水氾濫の危険もあり、その備えについても十分に討議をする必要があります。20年の稼働を考えれば、最初にできる限り障害を取り除いて万全を期すべきだと思います。

よって、以上の点から本予算には反対をいたします。

○議長（市橋茂機君） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（市橋茂機君） 大沢議員。

○2番（大沢秀教君） 2番 大沢でございます。

議案第6号 令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案につきましては、令和7年度の新ごみ処理施設供用開始に向けて令和2年度に予定されている事業を執行するために必要な予算が計上された議案であるという認識をしております。

本議案の内容を確認いたしますと、建設事業費につきましては委託料と公有財産の購入費が大部分を占めているわけでございますが、公有財産の購入費につきましては令和元年度に実施した用地取得と同様、新ごみ処理施設の整備をするため、必要な用地等を取得するために必要な経費でございます。もちろん、周辺住民の合意を得るに当たっては、丁寧な上にも丁寧な行政手続を進めていただくということをももちろん努力をしていただきながら、事業の推進に努めていただきたいというように考えております。

当局におかれましては、今後、令和7年度の新ごみ処理施設供用開始に向けて、新ごみ処理施設整備計画に示されているスケジュールに沿って着実に事業を進めていただきますことを期待しまして、本議案に賛同するものでございます。

議員各位におかれましては、議案第6号に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（市橋茂機君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（市橋茂機君） ほかに討論もないようですので、これをもって議案第6号の討論を終結いたします。

暫時休憩といたします。

（午前11時18分 休憩）

○議長（市橋茂機君） それでは休憩を閉じ、会議を続けます。

（午前11時19分 再開）

○議長（市橋茂機君） これより議案第6号の採決に入ります。

議案第6号の令和2年度尾張北部環境組合一般会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（市橋茂機君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

閉会に当たり御挨拶申し上げます。

議員の皆様には始終熱心に御審議を頂き、全ての案件に対し適切なる議決をされましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

組合当局におかれましては、会期中に議員の皆さんから述べられた御意見を十分に尊重され、組合行政の運営に一層の御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶としたいと思います。

管理者から発言を求められております。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定を頂き、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位より頂きました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。議員の皆様方におかれましては御自愛を頂きまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けて一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（市橋茂機君） これをもって、令和2年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会させていただきます。

(午前11時21分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 市橋 茂機

議 会 議 員 大沢 秀教

議 会 議 員 丹羽 孝